決 算 審 査 特 別 委 員 会

委員長報告(案)

令和3年12月21日

令和2年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

1 不登校児童生徒への自宅学習支援について (教育委員会)

2 障がい者就業定着支援強化事業について (商工労働部)

3 若者の県内就職支援について (交流人口拡大本部)

4 日野川工業用水道事業について (企業局)

決算審査特別委員会委員長報告

(令和3年12月21日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第14号「令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について」、議案第15号「令和2年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び令和2年度鳥取県営企業決算の認定について」、及び議案第16号「令和2年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第21号「令和2年度決算の認定について」、以上4議案につきましては、決算審査の結果を令和4年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育(浜田 一哉 主査)、福祉生活(銀杏 泰利 主査)、農林水産商工(鹿島 功 主査)、地域づくり県土警察(常田 賢二 主査)、公営企業(森 雅幹主査)の5分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、不登校児童生徒への自宅学習支援についてであります。

本県の令和2年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒は前年度より増加し、100人当たりの不登校児童生徒数は、小学校と高等学校では全国平均を上回っています。

いじめ・不登校総合対策センターでは、学校以外の学びの場である教育支援センター等に通うことが困難で学びの機会を失っている不登校児童生徒を対象に、e ラーニング教材「すらら」を活用した自宅学習支援を実施していますが、令和2年度に自宅学習支援を受けた小中学生27名のうち、指導要録上の出席扱いとなった児童生徒は16名でありました。

指導要録上の出席扱いについては、各学校が、県教育委員会が定めているガイドラインを基に、「すらら」による学習状況、本人や保護者との面談等を踏まえ総合的に判断することになっており、明確な判断基準はありません。

ついては、学校によって指導要録上の出席扱いの判断に差異が生じないよう、 市町村教育委員会と連携を図り、県教育委員会として基準を提示するなど、す べての子どもが公平に扱われるよう対策を図るべきであります。

第2点目は、障がい者就業定着支援強化事業について であります。

障がい者の法定雇用率が、令和3年3月に2.2%から2.3%に引き上げられ、より一層障がい者の就労促進を支援することが求められています。

しかし、障害者雇用実態調査によれば、就業経験がある者のうち7割が離職経験があるなど、離職を繰り返している実態が明らかとなり、障がい特性や体調、希望等に応じた配慮を求める声が多く寄せられています。この調査結果を企業等と共有し、高いレベルで寄り添うサポート体制を充実すべきであります。

その一つとして、ジョブコーチ等による職場定着支援を受けた者は、支援のなかった者に比べて2割高い7割の定着率となっており、より多くの者に支援が行き届くようにすることが大切であります。

更に、障がい者を5人以上雇用している事業所に配置が義務付けられている 障害者職業生活相談員の配置率は74.4%であるのに対し、配置義務のない障が い者雇用5人未満の事業所への配置状況は把握できておらず、配置を後押しす る制度も全く利用されていない状況です。

障害者職業生活相談員の配置を促進し、その配置状況や障がい者の離職状況をしっかり把握し、障害者職業生活相談員が果たすべき役割を検証し、活動内容や支援制度の改善を図るべきであります。

第3点目は、若者の県内就職支援について であります。

本県における人口減少、人手不足の解消に向けては、県外大学進学者の Uターン就職をいかに促進していくかが一つのポイントであります。とりわけ、 学生が県内企業の魅力に触れることと併せて、ふるさとで働く自らの将来を具体的にイメージするよう促していくことが重要であります。

現に、本県においては、従前から県内就職に係る魅力発信や企業訪問等を支援しており、3割程度で推移してきた県外大学進学者のUターン就職率は、令和3年3月卒業者で4割にまで伸びており、大学連携を含めたこれまでの取組が結実したものと評価されるべきであります。

今後もUターン促進に向けて継続した取組が求められるところでありますが、学生が県内で活躍する各界の社会人とつながり、とっとり暮らしや仕事の魅力を知る活動について、補助率 10/10 の補助制度を設けていながら、学生側の希望がなく令和 2 年度実績がゼロでありました。

学生が社会人とつながり、身近なロールモデルとして県内就職・定着を図る格好の機会であり、就職後も継続的な交流に発展させる可能性が期待される取組であることから、例えば学生と社会人とをつなぐ架け橋や窓口的な役割を担う体制構築を図るなど、実効性を確保する仕組みを整えるべきであります。

コロナ禍に伴って、対面や実地での活動が困難であっても、オンラインで交流することも可能であり、本県の就職関連の情報発信アプリ「とりふる」の登録者数が令和2年度末に1万人を超えるなど、若者の県内就職促進に向けた素地・環境は申し分ないことから、学生側のニーズや趣向を汲み上げる、あるいは社会人側から手を差し伸べるようなマッチングを図るなど、一層工夫して取り組むべきであります。

第4点目は、日野川工業用水道事業について であります。

企業局では、工業用水道事業を県内2地域で実施しており、このうち日野川工業用水道は昭和43年に供給が開始され、現在では80以上の企業等に、良質で安価な水が広く利用されています。

しかし、施設の老朽化に伴い、令和2年度においても4件の漏水事故が発生 するなど、近年、漏水事故が毎年度発生しているところです。

こうした事故発生の度に工業用水の供給を停止し、対症療法的な応急対策工事が実施されています。また、予防的な漏水対策工事も進められているものの、その延長は数百メートルに留まり、未施工の約4.4キロメートルの区間で対策が完了するまでには、まだ数年を要すると思われます。

当然のことながら、工業用水の供給停止は、利用者の活動の制約に直結します。安定供給に対する信頼も失われ、新規需要の獲得や既存利用者の利用継続の判断の支障にもなりかねません。

ついては、今後、老朽化の一層の進行が懸念されることから、管路の健全度 調査など予防的な漏水対策事業をより積極的に推進することで漏水事故を予防 し、より確実で、安心して利用できる日野川工業用水道事業を実現すべきであ ります。

審査意見は以上であります。